ゴールドマン・サックス NEXT STEP 奨学金　2026 年度

[運営・募集：認定 NPO 法人キッズドア]

よくあるご質問

詳細・正式な条件はホームページ記載の募集要項をご確認ください。

奨学金について

Q. どのような奨学金ですか？

A. 受験・進学、研究・探究、スポーツ・芸術、ビジネス・コミュニティ活動、留学・海外研修など、自分の目標に向かって挑戦する高校生世代を応援する給付型奨学金です。

Q. いくら受け取れますか？返済は必要ですか？

A. 採用者 1 名につき合計 30 万円です。返済は不要です。2027 年 4 月に 20 万円、同年 10 月に 10 万円を支給する予定です。ただし、2 回目の支給前に中間報告に基づく追加審査があります。

Q. 何人が採用されますか？

A. 採用予定人数は 60 名です。応募要件を満たしていても、必ず採用されるわけではありません。

Q. ほかの奨学金と併用できますか？

A. はい。本奨学金はほかの奨学金との併給が可能です。併給先の制度にも条件がある場合は、そちらもご確認ください。

応募できる方について

Q. 誰が応募できますか？

A. 原則として、高校 1・2 年生に在学している方、**または** 2009 年 4 月 2 日～2011 年 4 月 1 日生まれの方で、活動計画や所得などの応募要件をすべて満たす方が対象です。

Q. 4 年制高校・高等専門学校に通っています。応募できますか？

A. 生年月日が原則の範囲外でも、4 年制高校の 1～3 年生、5 年制高等専門学校の 1～4 年生は対象です。いずれも最終学年は対象外です。

Q. 学校に通っていなくても応募できますか？

A. はい。指定の生年月日の範囲内であれば、学校在籍の有無は問いません。その他の応募要件も満たす必要があります。

Q. 海外に住んでいる場合や留学中の場合は応募できますか？

A. 応募締切日時点で応募者本人が日本国内に居住していることが必要です。すでに海外留学中の方は対象外ですが、応募締切後に海外留学を予定している方は対象です。外国籍の場合は日本の在留資格または永住資格がある方。日本への留学を目的に滞在する外国籍の方は対象外です。

Q. 保護者が海外に住んでいる場合は応募できますか？

A. 保護者が海外在住等で直近の課税証明書(居住自治体発行)を提出できない場合は対象外です(証明書の提出は 1 次審査通過者のみ)。

Q. 世帯収入に条件はありますか？

A. はい。令和 7 年・2025 年の保護者・生計維持者の合計収入が以下の基準額**未満**の場合、応募できます。

※課税所得でなく控除前の金額、保護者全員の収入を合算

※子どもの数は、同一家計の 23 歳未満の子ども。

子どもの数（23 歳未満）	給与収入基準	事業所得基準
1 人	520 万円	338 万円
2 人	580 万円	377 万円
3 人	640 万円	416 万円
4 人	700 万円	455 万円
5 人以上	760 万円	494 万円

Q. 世帯収入は何を見ればいいですか？

・給与所得者：控除前の給与収入額(源泉徴収票の“支払金額”または課税証明書の“給与収入”)

・個人事業主：売上－必要経費。(課税証明書上の“営業等所得”)

※世帯の収入合計額で判定。単身赴任等の別居保護者、同一世帯の生計維持者(祖父母等)を合算。

※応募者が、離婚後の別居親・親族等の税申告上の扶養に入っている場合、その別居親・親族の収入も合算。

※遺族年金・障害年金・生活保護費・養育費・その他公的な手当は収入に含めない。

※保護者・生計維持者が海外居住中等で直近の課税(非課税)証明書を提出できない場合は、対象外。

Q. 児童養護施設や里親家庭で暮らしている場合はどうなりますか？

A. 社会的養護のもとにある場合、収入要件は応募者本人の収入のみで判定します。児童養護施設への入所、里親による養育（親族里親を含む）が該当します。里親委託のない親族養育は、対象外です。

Q. 両親が離婚協議・調停中の場合、収入はどう判定されますか？

A. 離婚協議中・調停中・婚姻費用請求中の実質ひとり親世帯は、実質ひとり親の収入で判定します。別居の事実のみの場合は対象外です。1 次選考後に、確認書類をお願いする場合があります。

奨学金の使い道について

Q. どのような費用に使えますか？

A. 進学・受験関連費用、研究・探究、スポーツ、芸術、起業、コミュニティ活動、留学など、目標の実現や活動に必要な費用に使えます。応募時に奨学金の使用計画を提出してください。

Q. 奨学金を使えない費目はありますか？

A. 直接活動に必要ではない費目、例えば以下は対象外です。

・高校で一律負担の費用（授業料、制服、教科書、修学旅行）

・飲食費、高額な交通手段（グリーン車、ビジネスクラスなど）

・本人以外(保護者・引率者)に関連する費用(交通費・宿泊費等)

・活動に直接関連しない費用（ネットワーキングやイベント参加費、交通費・宿泊費）

・進学・就職の際の新生活準備費用(家賃、家電等)

Q. いつの活動に使えますか？

A. 対象となる活動期間は原則 2027 年 4 月～2028 年 3 月です。支出が当該期間外となる場合はご相談ください。

Q. 領収書を提出する必要はありますか？

A.必要に応じて支出内容の確認や関係資料の提出をお願いする場合があるので、保存をお願いします。

応募方法・選考について

Q. いつ、どのように応募できますか？

A. 2026 年 11 月 18(水)～12 月 26 日(土)18 時締切。HP のオンライン応募フォームからお申し込みください。

Q. 応募時に何を記入しますか？

A. 家庭状況、自己アピール文、奨学金の使用計画などを入力します。使用計画の作成方法は「奨学金使用計画作成ガイド」をご確認ください。

Q. 選考はどのように行われますか？

A. 1 次選考は応募フォームによる書類審査、2 次選考は所得等証明書・動画提出による審査です。所得・家庭状況、意欲、活動計画などを総合的に審査します。

Q. 選考結果はいつわかりますか？

A. 1 次選考結果は 2027 年 2 月上旬、2 次選考結果は 2027 年 3 月下旬に通知する予定です。1 次選考通過者には 3 月上旬に動画、所得証明書類等の提出をお願いする予定です。

Q. 2 次選考ではどのような書類が必要ですか？

A. 保護者・生計維持者全員の課税/非課税証明書、学生証または生年月日を確認できる公的書類などが必要です。状況に応じて追加書類をお願いする場合があります。動画は YouTube の限定公開でアップロードし、URL を提出します。

採用後・その他

Q. 採用後に報告は必要ですか？

A. はい。活動の中間・終了時の報告、受給期間終了後のアンケート、支給後 3 年間の追跡調査アンケートへの回答が必要です。オンライン報告会については実施を検討中です。

Q. 2 回目の 10 万円は必ず支給されますか？

A. いいえ。2027 年 9 月の中間報告を踏まえて追加審査を行い、内容によっては 2 回目の支給を見送る場合があります。

Q. 生活保護を受けていますが、応募できますか？

A. ほかの応募要件を満たしていれば応募できます。高校生への奨学金が収入認定されない取扱いもありますが、個別の取扱いについては応募前に担当ケースワーカーへ確認してください。

Q. 問い合わせはどこにすればよいですか？

A.【認定 NPO 法人キッズドア　奨学金事務局／メールアドレス：nextstep@kidsdoor.net へお問い合わせください。電話での対応は行っていません。